

## 「大阪弁護士会と『災害時における連携協力に関する協定』を締結しました」

令和7年10月28日

### 概 要

本村では、令和7年10月27日（月）、大阪弁護士会と「災害時における連携協力に関する協定」を締結しましたので、お知らせします。

本協定は、千早赤阪村内で災害等が発生した場合において、被災者等に対する迅速な生活再建の支援を図り、もって被災地域の円滑な復旧復興を実現するため、千早赤阪村及び大阪弁護士会が連携協力することを目的とし、被災者等に対する法律全般に関する相談や、被災者等の生活再建及び被災地域の復旧復興に関する情報、その他被災者等に有益な情報の提供に関して締結するものです。

- ・ 協定の名称  
災害時における連携協力に関する協定
- ・ 協定締結先  
大阪弁護士会  
(所在地：大阪市北区西天満1丁目12番5号 会長 森本 宏)
- ・ 協定の主な内容
  - ①被災者等に対する法律全般に関する相談
  - ②被災者等の生活再建及び被災地域の復旧復興に関する情報提供
  - ③その他被災者等に有益な情報の提供

### ＜お問い合わせ＞

千早赤阪村 総務部 自治防災課  
電話 0721-26-7238  
担当：尾谷